

今日の 話題

リモートワーク

183日未満の滞在であればその国での個人所得課税を免除するという183日ルールがある。しかしコロナ禍で中国出張なんてほぼなく183日ルールなど無用、という方も多いが、コロナ禍特有の事情により183日ルールが問題となるケースが発生している。

183日ルールは日中租税条約による取決めであり、日本からだけでなく、中国から日本への（逆）出張にも適用される。

ここで中国駐在員が日本に一時帰国（出張）した場合、隔離期間や高額なエアチケットにより何度も日中を往来できないため、比較的長期間日本滞在することになる。結果、日本滞在が183日を超えてしまった場合、その駐在員の給与には中国だけでなく日本の個人所得課税も課税されてしまうのである。でも私は日本滞在が183日未満なので大

丈夫ですよ、という中国駐在員もいるだろう。しかしこの場合でも日本で個人所得課税が課税されるケースがある。

そのケースとは、中国駐在員の給与の一部を日本本社が負担している場合である。実は183日ルールには相手国（この場合日本）が給与負担をしてはダメという要件がある。日本本社が一部でも給与負担をしていれば183日ルールは適用されず、日本でも課税が発生するのである。

おそらく中国駐在員は日本滞在中もリモートワークで中国現地法人の業務をしていることだろう。またコロナによる移動制限の影響を受けているだけで望んで長く日本に滞在しているわけでもない。しかし残念ながら今の法律制度ではリモートで中国現地法人の業務をしていても、日本に滞在していればそれは日本の勤務であり日本の課税権が及ぶのである。

ではこの場合どうすればよいのか？との問いには外国税額控除で対応するという回答になる。しかしその実務は煩雑でありできれば避けたいのが本音でもある。コロナ禍で駐在員や出張者の皆様は大変なご苦労をされていると思うが、やれやれ管理面でも大変なのである。

（金本勲相 BP アジアコンサルティング代表・公認会計士）